

きゅうひがしさんどうのうぎょうきょうどうくみあいじむしょ  
**旧 東 山 東 農 業 協 同 組 合 事 務 所**

所在地：和歌山市山東中<sup>さんどうなか</sup>字川南<sup>かわみなみ</sup>54-4 登録基準：(一)

和歌山市南東部の農業が盛んな山東地区に所在する、農業協同組合の旧事務所である。昭和 23 年(1948)に建設され、昭和 40 年(1965)以降は住宅として使用された。その後、令和 3 年に改修され、現在は NPO 法人によって地域交流拠点「まんなか」として活用されている。

旧事務所は二階建、半切<sup>はんきり</sup>妻造<sup>つまづくり</sup>、瓦葺。外壁は板張で、正面頂部の換気口や二階の二連窓が特徴的である。内部は当初、一階を事務室、二階を広間や電話交換室、放送室等として使用した。この建物は農業協同組合事務所として使用されていた当時の様子をよく残しており、農村の賑わいを今に伝えている。

ほりこししゃくかんのんくり  
**堀越癩<sup>らい</sup>観音<sup>くわんおん</sup>庫裏**

所在地：伊都郡かつらぎ町大字東<sup>ひがしたに</sup>谷<sup>むかい</sup>字向井1360 登録基準：(一)

堀越癩観音は、大阪府との県境に近い山間部に所在する葛城修験<sup>きやうしよ</sup>行所の一つで、日本遺産「葛城修験」の構成文化財でもある。傾斜地に築かれた敷地に本堂、庫裏、客殿を配する。

庫裏は平屋建、入母屋<sup>いりもや</sup>造<sup>づくり</sup>、茅葺で、江戸末期に建設された。内部は西側に広い土間を、東側に六室を配し、東側と南北二面に縁側を廻らせた農家風の建物である。令和 3 年には屋根葺替や床組修理等が行われ、現在に至るまで良好な状態で使われており、当地の歴史的景観に寄与している。

きゅうほったちやほ たていしちやや てんぼ ざしきとう どぞう  
**旧 堀田茶舗 (立石茶屋) 店舗、座敷棟、土蔵**

所在地：有田郡湯浅町大字湯浅字道<sup>どうまち</sup>町860-2 登録基準：全て(一)

熊野街道と深専寺<sup>じんせんじ</sup>参道との四ツ辻の北東角地に位置する、かつての茶商である堀田家の店舗兼住宅である。堀田家は明治期から肥料商等を営むと共に、大正期には堀田孫三郎が湯浅町長を務めた。その後、戦後は茶商へ転業した。平成 18 年(2006)に湯浅町が建物を公有化し、現在は改修を経て休憩所として活用されている。

店舗は平屋建、切<sup>きり</sup>妻造<sup>つまづくり</sup>、瓦葺で、江戸末期に建設された。外部は軒を漆喰で塗り込め、小さな窓を設ける。内部は通り土間と二室からなり、正面には幅の細い土間を設ける。座敷棟は店舗背面に接続し、二階建、寄<sup>よせむね</sup>棟造<sup>づくり</sup>、瓦葺で、昭和 9 年(1934)に建設された。銅板張りの外観が特徴的で、内部は各階二室からなり、一階には数寄屋風和室、二階には洋室を設ける。江戸末期に建設された商品蔵である土蔵と併せ、四ツ辻の歴史的景観を形成する。

## 登録有形文化財(建造物)とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多様かつ大量の文化財を保護するため、平成 8 年の文化財保護法改正によって導入された。指定文化財とは異なり届出制を基本とする緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後 50 年を経過した建造物のうち、一定の評価\*を得たものが対象となり、全国で既に 13,000 件を超える建造物が登録されている。

※登録基準 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

(二) 造形の規範となっているもの

(三) 再現することが容易でないもの

令和4年7月 新たに登録が答申された建造物



1. 旧東山東農業協同組合事務所  
南東より見る



2. 堀越癩観音庫裏  
南東より見る



3. 旧堀田茶舗（立石茶屋）  
店舗 南西より見る